

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社トラストファミリー名古屋営業所（以下「甲」という。）と従業員代表（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「2」のとおりとする。

（1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 7 年 8 月 25 日付職発 0825 第 1 号「令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）別添 1「賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）」に定める「職業安定業務統計（小分類）」（厚生労働省）を参考とする。

（2）通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。

（3）地域調整については、通達に定める「地域指数」の「愛知県」「岐阜県」を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

（1）別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（2）別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

- 2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給に上乗せで支払うこととする。
- また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣社員就業規則第3章に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 通勤手当とは、公共交通機関または自己所有の車等の交通用具を使用する者に対し、実費を支給する。ただし、以下の者についての実費は0円とし、支給しないものとする。

- ・ 公共交通機関または交通用具を一切使用しない者
- ・ 交通用具を使用する者で片道2キロメートル未満の通勤距離の者
- ・ 自転車を使用する者

- (1) 公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。
- (2) 交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との直線距離に対して、1ℓあたり125円の燃料費見込み額とする。1ℓあたりの走行距離は普通自動車10km軽自動車17kmバイク27kmとする。直線距離の測定には、原則としてGoogle マップ(<https://www.google.co.jp/maps/>)を使用するものとする。
- (3) 通勤手当は、月額12,480円、又は所定内労働時間1時間当たり73円を上限とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

- ② 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年、定年）の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した2020年4月以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、年1回の勤務評価を活用する。勤務評価の方法は別紙評価票を準用する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同等となる。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「キャリア形成支援に関する計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間とする。

2026年3月31日

甲 代表取締役 市川 浩次 印



乙 従業員代表



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	02801 看護助手	通達に定める職業安定業務統計調査	1037	1180	1263	1294	1385	1480	1840
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1083	1232	1319	1351	1446	1546	1921

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	03301 総務事務員	通達に定める職業安定業務統計調査	1203	1369	1465	1501	1607	1717	2134
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1256	1430	1530	1568	1678	1793	2228

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	03401 一般事務員	通達に定める職業安定業務統計調査	1122	1277	1367	1400	1499	1601	1990
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1172	1334	1428	1462	1565	1672	2078

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	03901 生産現場事務員	通達に定める職業安定業務統計調査	1226	1395	1493	1530	1638	1750	2175
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1280	1457	1559	1598	1711	1827	2271

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	04099 その他 の営業・販売 関連事務の職 業	通達に定める職業安 定業務統計調査	1307	1487	1592	1631	1746	1865	2319
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1365	1553	1663	1703	1823	1948	2422

	基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値
--	-------------------------

			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	05505 飲食チェーン店等調理員	通達に定める職業安定業務統計調査	1377	1567	1677	1718	1840	1965	2443
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1438	1636	1751	1794	1921	2052	2551

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	05508 調理補助者、調理人見習	通達に定める職業安定業務統計調査	1218	1386	1484	1520	1627	1738	2161
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1272	1447	1550	1587	1699	1815	2257

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	05604 旅館・ホテルフロント係	通達に定める職業安定業務統計調査	1206	1372	1469	1505	1611	1721	2139
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1260	1433	1534	1572	1682	1797	2234

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07303 繊維製品・衣服・繊維製品製造工	通達に定める職業安定業務統計調査	1050	1195	1279	1310	1403	1498	1863
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1097	1248	1336	1368	1465	1564	1945

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07304 木製品製造工	通達に定める職業安定業務統計調査	1141	1298	1390	1424	1524	1628	2024
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1192	1356	1452	1487	1592	1700	2114

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年

1	07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工	通達に定める職業安定業務統計調査	1210	1377	1474	1510	1617	1727	2147
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1264	1438	1539	1577	1689	1803	2242

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07409 電子機器部品組立工	通達に定める職業安定業務統計調査	1097	1248	1336	1369	1466	1565	1946
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1146	1303	1395	1430	1531	1634	2032

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	通達に定める職業安定業務統計調査	1168	1329	1423	1458	1560	1667	2072
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1220	1388	1486	1523	1629	1741	2164

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	08804 フォークリフト運転作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1228	1397	1496	1533	1641	1752	2178
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1283	1459	1562	1601	1714	1830	2274

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	09801 選別作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1195	1360	1456	1491	1597	1705	2120
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104. 4	1248	1420	1521	1557	1668	1781	2214

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年

1	09802 ピッキング作業員	通達に定める職業安定業務統計調査	1175	1337	1431	1466	1570	1677	2084
2	地域調整	愛知県（令和 8 年度）104.4	1227	1396	1494	1531	1640	1751	2176

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

02801 看護助手

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,550	1,550	≧	1,546	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400		1,351	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100		1,083	0年

03301 総務事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800	≧	1,793	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600		1,568	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300		1,256	0年

03401 一般事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700	≧	1,672	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500		1,462	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200		1,172	0年

03901 生産現場事務員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,850	1,850	≧	1,827	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600		1,598	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300		1,280	0年

04099 その他の営業・販売関連事務の職業

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,950	1,950	≧	1,948	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,750	1,750		1,703	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,400	1,400		1,365	0年

05505 飲食チェーン店等調理員

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	2,100	2,100	≧	2,052	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,800	1,800		1,794	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,450	1,450		1,438	0年

05508 調理補助者、調理人見習

等級	職務の内容	基本給額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
----	-------	------	-----	--	---------------------	------------------

Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,850	1,850	$\geq$	1,815	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600		1,587	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300		1,272	0年

05604 旅館・ホテルフロント係

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800		1,797	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600		1,572	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300		1,260	0年

07303 繊維製品・衣服・繊維製品製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,600	1,600		1,564	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,400	1,400		1,368	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,100	1,100		1,097	0年

07304 木製品製造工

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,700	1,700		1,700	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,500	1,500		1,487	3年

Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,200	1,200
------	-------------------	-------	-------

1,192	0年
-------	----

07401 はん用・生産用・業務用機械器具組立工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,850	1,850
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,803	10年
1,577	3年
1,264	0年

07409 電子機器部品組立工

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,650	1,650
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,450	1,450
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,150	1,150

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,634	10年
1,430	3年
1,146	0年

07412 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）

等級	職務の内容	基本給額	合計額
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,750	1,750
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250

≥

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
1,741	10年
1,523	3年
1,220	0年

08804 フォークリフト運転作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額
----	-------	------	-----

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
---------------------	------------------

Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,850	1,850	$\geq$	1,830	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,650	1,650		1,601	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,300	1,300		1,283	0年

09801 選別作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800		1,781	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,600	1,600		1,557	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250		1,248	0年

09802 ピッキング作業員

等級	職務の内容	基本給額	合計額	$\geq$	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	業務指揮命令を完全に把握し、現場環境の改善、掌握が出来る	1,800	1,800		1,751	10年
Bランク	業務指揮命令を応用し、現場の環境向上（正確性、効率化）を図ることができる	1,550	1,550		1,531	3年
Cランク	業務式命令に従い、業務を遂行できる	1,250	1,250		1,227	0年

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。
- 2 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額より比較するものとする。

表 3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（資料出所）「令和 6 年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・大学卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（64.2%）を乗じた数値

別表 4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

別表 3（再掲）

Ⅳ

勤続年数		3 年	5 年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己 都合 退職	0.6	1.1	2.5	4.2	6.3	8.3	11.4	11.6	—
	会社 都合 退職	0.8	1.5	3.2	5.2	7.4	10.1	11.8	13.0	16.0

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、退職手当額は、支給総額を所定内賃金で除して算出することとする。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は 3 年とし、退職時の勤続年数が 3 年未満の場合は支給しない。